

大阪府国土利用計画（第五次）

平成 29 年 3 月

大 阪 府

大阪府国土利用計画（第五次）案 目次

大阪府国土利用計画（第五次）策定にあたって	1
第1章 土地の利用に関する基本構想	3
1 土地利用の概況	3
(1) 土地利用にかかる特性	3
(2) 土地利用の現況と推移	3
(3) 土地利用の課題	5
2 土地利用の基本理念	7
3 土地利用の将来像と基本方針	9
(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪	9
【基本方針】	
① 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成	9
② 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化	11
(2) 将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪	15
【基本方針】	
① 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造	15
② 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成	17
(3) 将来像3：安全・安心な大阪	21
【基本方針】	
① 災害に強い都市の構築	21
② 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成	25
4 土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向	27
(1) 農地	27
(2) 森林	27
(3) 河川・水面・水路	27
(4) 道路	28
(5) 公園・緑地	28
(6) 住宅地	28
(7) 工業用地	29
(8) 商業・業務施設等用地	29
(9) その他	29
9-1 空港・港湾その他運輸施設用地	29
9-2 鉄道	29
9-3 沿岸域	30
9-4 低・未利用地	30
◇ 人口集中地区（市街地）	30

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標	32
(1) 目標年次及び計画の基礎指標	32
(2) 規模の目標の設定に当たっての考え方	32
(3) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	32
① 農地	33
② 森林	33
③ 河川・水面（ダム・ため池）・水路	33
④ 道路	33
⑤ 都市公園	33
⑥ 住宅地	35
⑦ 工業用地	35
⑧ 商業・業務施設等用地	35
⑨ その他	35
（空港・港湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等）	
◇ 人口集中地区（市街地）	35
第3章 目標を達成するために必要な施策の概要	37
1 将来像の実現に向けた施策の推進	37
(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪	37
(2) 将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪	37
(3) 将来像3：安全・安心な大阪	37
2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善	38
(1) 土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化	38
(2) 計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善	38

大阪府国土利用計画（第五次）策定にあたって

大阪府国土利用計画（第五次）は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、大阪府域における国土（以下「土地」という。）の利用に関する基本的な事項を定めるものであり、将来ビジョン・大阪と整合を図ります。また、大阪府土地利用基本計画を定めるにあたって基本とするものであり、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスターplan」という。）等を定めるにあたり適合するものです。

日本の総人口は平成20年（2008年）より減少に転じ、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えてます。大阪府においても平成24年（2012年）より人口減少局面に入っています。計画期間内の平成32年（2020年）には世帯数の減少も見込まれています。

人口や都市機能等が集積する大阪では、その集積のメリットを活かしつつ、急速に成長するアジア新興国をはじめ世界から成長力を取り込み、日本全体に波及させるゲートウェイ機能の発揮が期待されています。今後、高齢者数の急増や生産年齢人口の減少等を背景に都市間競争を勝ち抜くためにはグローバルな交流人口の増加を定着させて成長につなげることが重要となります。

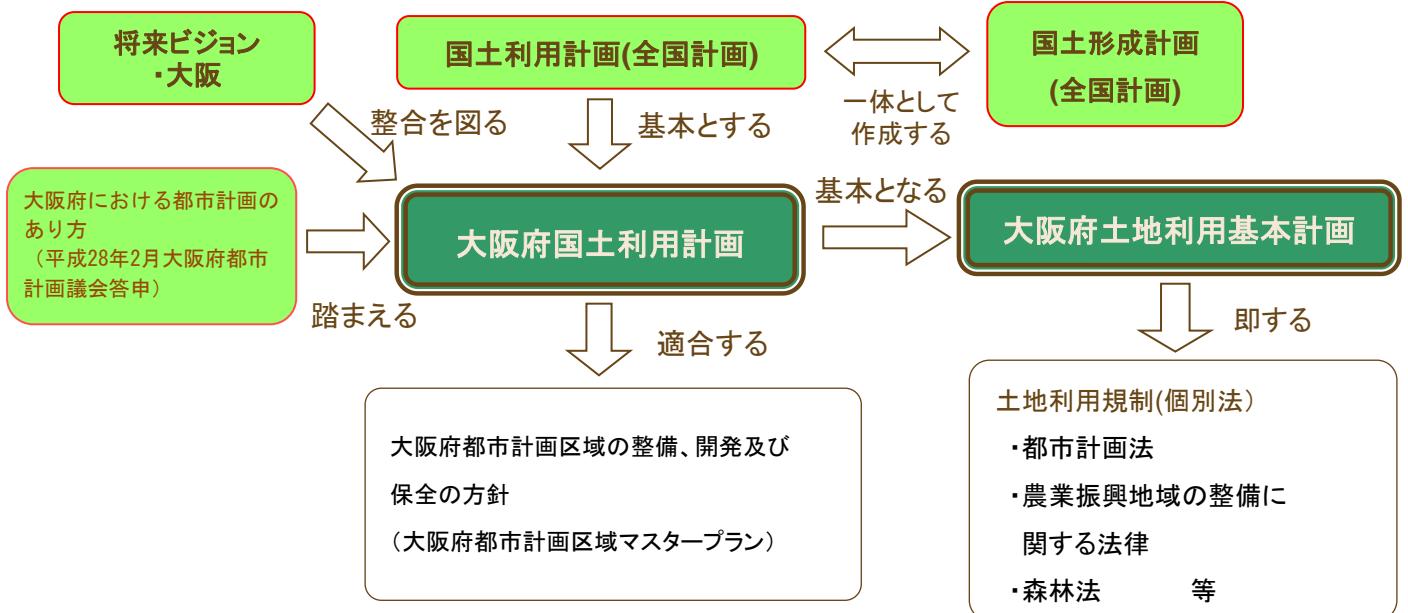
さらに、平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震では、これまでの想定を超える地震・津波により甚大な被害が発生し、大阪においても南海トラフ地震や上町断層帯地震の発生等災害に伴うリスクの増大が危惧されています。

こうした中、国においては、人口減少が進む中でも活力を維持し、さらに新たな価値を創造し、世界の中で存在感のある日本をつくっていくために、地域構造を「コンパクト」+「ネットワーク」という考え方で作り上げ、国全体の生産性を高めて、「多様性（ダイバーシティ）」、「連携（コネクティビティ）」、「災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）」の3つを基本理念とした「国土のグランドデザイン2050」が平成26年（2014年）7月に策定されました。あわせて、都市再生特別措置法の改正により、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」との連携を目指した立地適正化計画の制度が創設され、平成27年（2015年）8月には国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、第五次国土利用計画（全国計画）が策定されました。

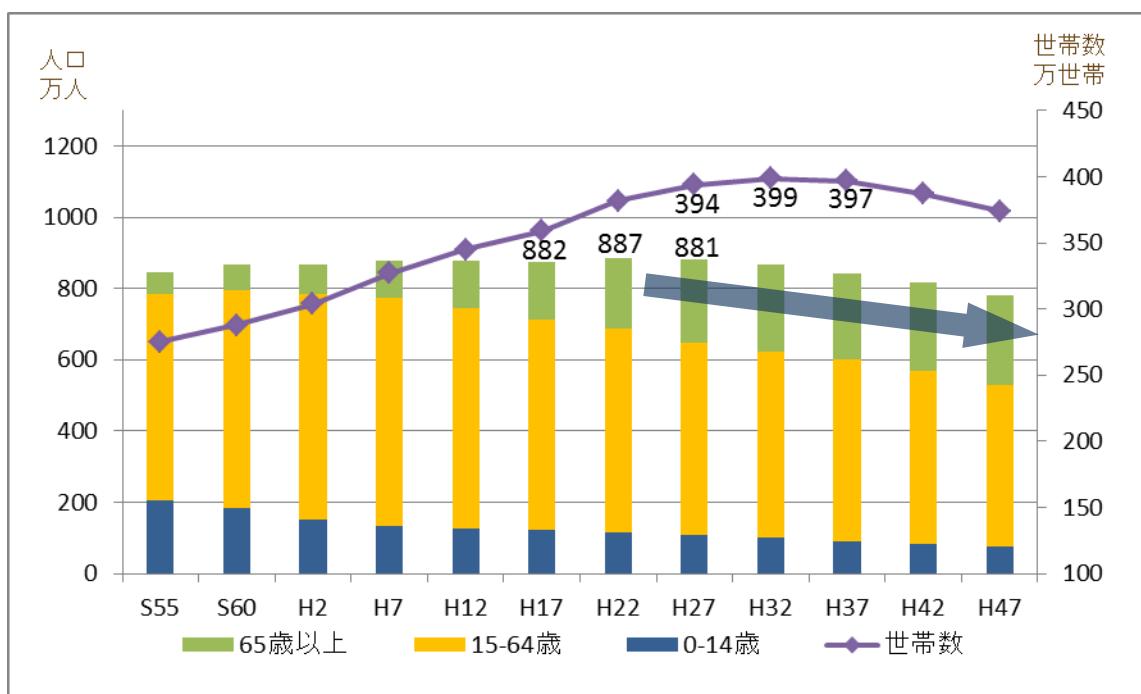
一方で、大阪は都心から郊外まで放射状に延びる鉄道沿線を中心に連続して広がる市街地に都市機能が集積したコンパクトで一体の都市を形成しており、これらの大阪の都市構造の特性を最大限に活かした土地利用計画が求められています。

このような課題を踏まえ、府民の多様なニーズに対応し豊かさを実感し愛着を持って暮らすことができ、また国内外から多くの人が訪れたいと思われるよう、今後、10年間において土地利用の観点から大阪の将来像を描き、目指すべき方向について定めるものです。

■大阪府国土利用計画の位置づけ（他の諸計画との関係）



■大阪府の人口・世帯数の推移



出典：大阪府「大阪府人口ビジョン」(H28年3月)

第1章 土地の利用に関する基本構想

1 土地利用の概況

(1) 土地利用にかかる特性

府域は、東西方向に約 20 km、南北方向に約 80 km と南北に細長く、西は大阪湾、残る三方は北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に囲まれています。

そのため、市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川・大和川等の河川や丘陵部によって区分されています。

府域面積は約 1,905 km² と狭小であり、約 883 万人（平成 28 年 4 月 1 日現在）の府民の生活の場であり、都市的土地区画整理事業により、府域のほぼ全域が都市計画区域となっており、その約 5 割を市街化区域が占めています。

また、都心から概ね 40km 圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区（96%）、さらに、鉄道駅から半径 1km 圏に人口の 7 割以上が集中し、人口密度は約 91 人/ha であり、全国平均と比べ高い状態となっています。

大阪は西日本の中心として、更には海外へのゲートウェイとして、空港・港湾・鉄道・道路等の広域交通ネットワークが発達してきました。

また、都心から郊外まで放射状に延びる鉄道沿線を中心に連続して市街地が形成されており、地域ごとに独自の歴史・文化資源や医療、産業等の都市機能を有しており、これらの特性を活かしつつ、相互に連携しながら一体的な都市として発展してきました。

(2) 土地利用の現況と推移

土地の利用目的に応じた区分（以下、「土地利用区分」という）ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約 3 割を占め、農地が約 1 割となっています。

農地・森林については、その他用地（資材置き場、駐車場等）、住宅地、商業・業務施設等用地や道路等への土地利用転換により、面積が減少しており、農地の減少割合が高くなっています。

宅地については、住宅地や商業・業務施設等用地は増加、工業用地は減少しています。

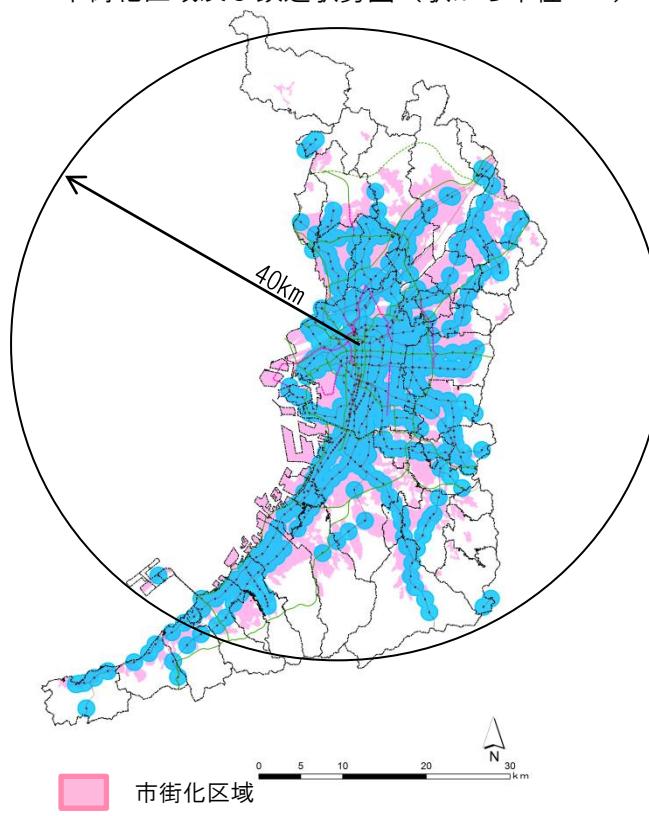
■大阪と主な都道府県及び政令指定都市との比較

		面 積 [ha]				人口密度（市街化区域）	全国平均 [人/ha]
		行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	[人/ha]	
都主 道な 府県	東京都	210,397	174,493	108,166	36,003	123	61
	神奈川県	241,605	199,685	93,338	79,434	92	
	愛知県	511,624	353,620	112,390	241,232	55	
	大阪府	190,142	189,485	95,660	93,825	91	
政主 令な 指定 都 市	東京23区	62,299	61,445	58,495	2,788	155	61
	横浜市	43,757	43,579	33,095	10,484	107	
	名古屋市	32,643	32,643	30,258	2,385	75	
	大阪市	22,300	22,496	21,145	1,351	127	
	堺市	14,999	14,999	10,933	4,066	73	

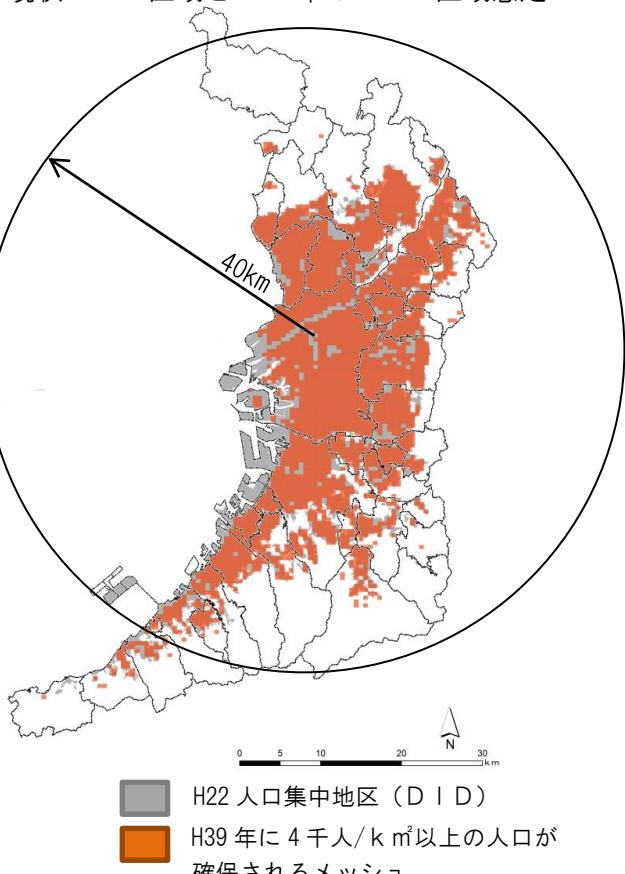
出典：国土交通省国土地理院「平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調」(H26 年 3 月)、国土交通省
「平成 26 年都市計画現況調査」(H26 年 3 月)

■市街地、鉄道駅勢圏、人口密度の状況

市街化区域及び鉄道駅勢圏（駅から半径 1km）

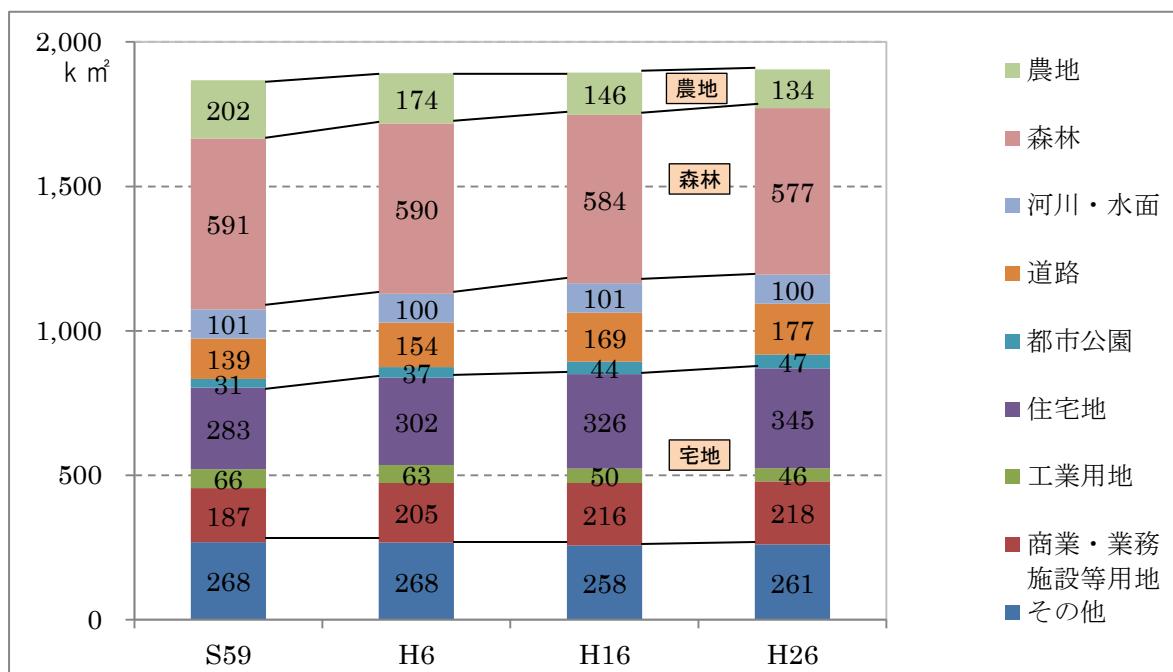


現状DID区域とH39年のDID区域想定



出典：総務省「平成22年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（H24年1月推計）、大阪府「大阪府人口ビジョン」（H28年3月）、大阪府「人口推計（年報）」（H28年6月）より大阪府作成

■土地利用区分別の利用状況と推移



出典：大阪府「国土利用計画関係資料集」（H28年3月）

(3) 土地利用の課題

近年はグローバル化が進み、都市は世界レベルでの競争となる中、世界の大都市に比べ環状道路の整備不足に加え、産業構造の転換の遅れによる産業の競争力の低下、東京圏への企業本社の流出、産業用地の不足による周辺都市への企業の転出が続いている。

このことから、産業の活性化等により豊かさを継続し、都市の質の向上につながる効果的な土地利用が必要です。

農地・森林は、食料や木材の供給をはじめ、防災・水源涵養・生物多様性・景観等の多面的機能を有していますが、農業・林業の就業者の減少・高齢化が進行し、担い手不足等により農地・森林の荒廃が進むことが予想され、その機能の低下が懸念されます。

また、都心部では他の大都市に比べ、公園や緑地等のみどりが不足していることに加え、人口減少等で土地が良好に管理・活用されないことによる里地里山等の自然環境や景観の悪化等が懸念されます。

このことから、良好な自然環境・景観を保全・形成するため、大阪の特性を活かし、みどり豊かで魅力ある土地利用が必要です。

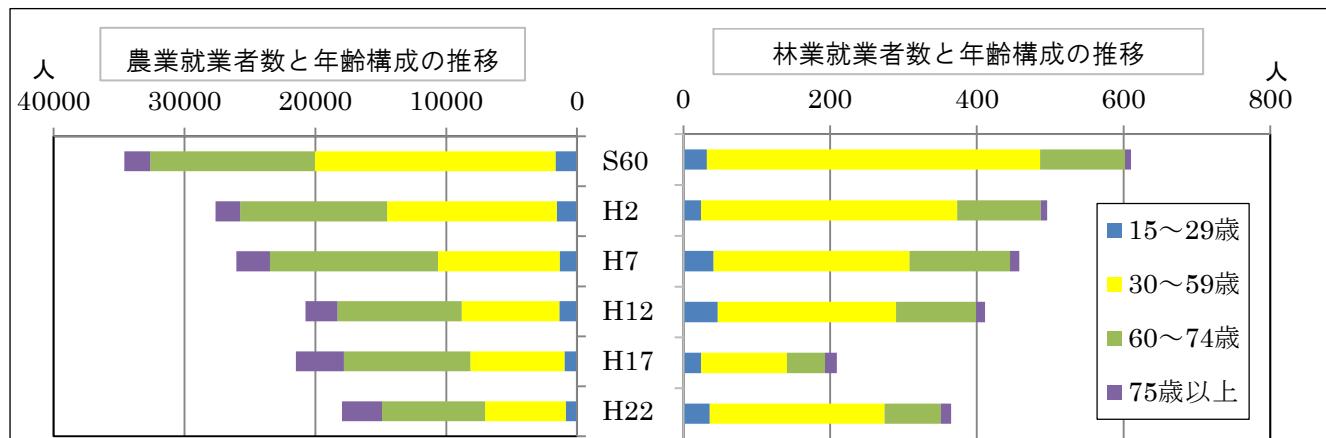
近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震により、甚大な被害が発生する危険性が高くなっています。

市街地には全国最大規模の「地震時等に著しく危険な密集市街地」も存在するなど、非常に危険な状態となっています。さらに、人口・資産が標高の低い平野部に集中している状況の下、近年の集中豪雨の頻発を始め、従来稀にしか発生しなかつたような規模の自然災害の発生が懸念されるなど、自然災害が激甚化する傾向が見受けられ、高潮や洪水等による災害リスクが高い状態にあります。

また、家族形態の多様化やライフスタイルの変化により、今後、土地利用に対するニーズも多様化していくと考えられます。

このことから、災害等に対する安全や誰もが安心できる生活環境を確保するため、都市の防災性の向上等につながる土地利用が必要です。

■農林業就業者の減少と高齢化



出典：総務省「平成 22 年国勢調査」より大阪府作成

■大阪から他府県への企業本社の転出状況

2005～2014年間の本社転出先（件）

順位	大阪からの転出先	件数	構成比
1	兵庫県	843	34.8%
2	東京都	659	27.2%
3	奈良県	259	10.7%
4	京都府	216	8.9%
5	滋賀県	60	2.5%
6	和歌山県	42	1.7%
7	神奈川県	42	1.7%
8	三重県	33	1.4%
9	愛知県	31	1.3%
10	岡山県	27	1.1%
	全 体	2,424	-

出典：帝国データバンク「大阪府・本社移転企業調査」(H27年8月)

■他府県から大阪への企業本社の転入状況

2005～2014年間の本社転出先（件）

順位	大阪への転入元	件数	構成比
1	兵庫県	547	35.9%
2	東京都	287	18.8%
3	京都府	152	10.0%
4	奈良県	144	9.5%
5	和歌山県	50	3.3%
6	滋賀県	39	2.6%
7	福岡県	26	1.7%
8	神奈川県	24	1.6%
9	広島県	21	1.4%
10	千葉県	17	1.1%
	全 体	1,523	-

出典：帝国データバンク「大阪府・本社移転企業調査」(H27年8月)

■東京都における企業本社の転出入状況

2005～2014年間の本社転出入（件）

都道府県	東京都への転入	東京都からの転出	転出－転入
神奈川県	1,517	2,412	895
埼玉県	1,042	2,107	1,065
千葉県	810	1,358	548
大阪府	659	287	▲ 372
愛知県	178	130	▲ 48
福岡県	132	92	▲ 40
静岡県	109	106	▲ 3
茨城県	86	224	138

出典：帝国データバンク「東京都・本社移転企業調査」(H27年4月)

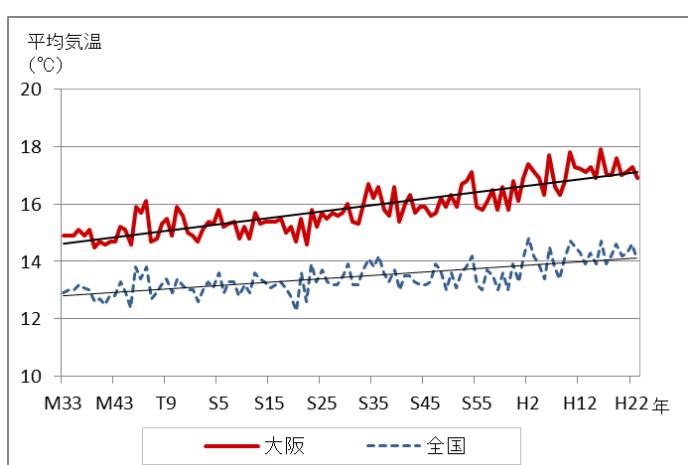
■大阪府のみどりの不足

住民一人当たりの都市公園の面積

順位	都道府県	一人当たり面積(m ² /人)	順位	政令市	一人当たり面積(m ² /人)
1	北海道	38.0	1	神戸市	17.2
2	宮城県	22.8	2	岡山市	16.6
43	東京都	7.3	17	京都市	4.4
44	埼玉県	7.2	18	相模原市	4.2
45	神奈川県	6.6	19	川崎市	3.8
46	千葉県	6.2	20	大阪市	3.5
47	大阪府	5.6	21	東京特別区	3.0
	全国平均	11.7		政令市平均	6.7

出典：国土交通省「都市公園データベース」
(H28年3月)

■全国と大阪における年間の平均気温の推移



出典：気象庁「過去の気象データ」より大阪府作成

2 土地利用の基本理念

大阪の土地利用の特性として、古くから的人口、産業の集積やインフラ等の都市基盤の充実、豊富な歴史・文化資源や、観光資源、都市と周辺山系や大阪湾等自然との近接などが挙げられます。

これらの土地利用の根幹的な特徴及び国土利用計画法第2条の理念を踏まえ、前節の大坂が抱える土地利用の課題の解決を目指し、本計画における「土地利用の基本理念」は以下のとおりとします。

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、
都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を
優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な
生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、
国土の成長にも寄与する

3 土地利用の将来像と基本方針

大阪を取り巻く様々な社会・経済情勢を踏まえ、その課題解決に向けた土地利用において目指すべき「将来像」を設定し、その実現に向けて取り組むべき「基本方針」を示します。

また、それぞれの基本方針は複合的な効果を有することから、複数の将来像に寄与することに留意します。

(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪

【基本方針】

① 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成

大阪・関西が強みを有する環境・新エネルギー産業や健康・医療研究機関を強化するため、税制・金融の措置や規制緩和の実施等により、これらの成長産業の集積を促進します。

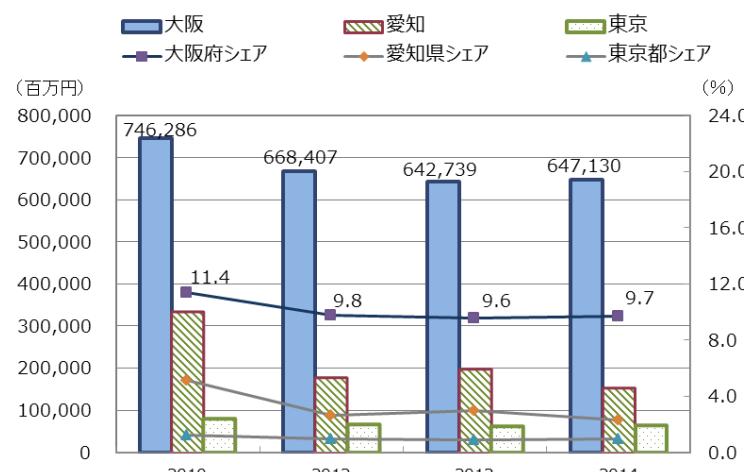
大阪から付加価値の高い技術・製品を数多く生み出し、ハイエンドなものづくりを推進するため、イノベーションを先導する企業や人材等を呼び込むとともに、これらを支える世界有数の高い技術を持つものづくり産業や多様な地場産業の集積を活かした土地利用を誘導します。

第二京阪道路・大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等では、高い立地ポテンシャルを有効活用するため、周辺環境に十分に配慮し、工場・流通業務施設・商業施設等、地域や企業の立地ニーズに対応した適切な産業系土地利用を促進します。

企業及び地域ニーズを踏まえた企業立地を誘導し、特に女性の就業率の向上に効果的な職住近接により、効率的な都市経営が進む土地利用を促進します。

■大阪の成長産業の集積

医薬品製剤製造業の製造品出荷額



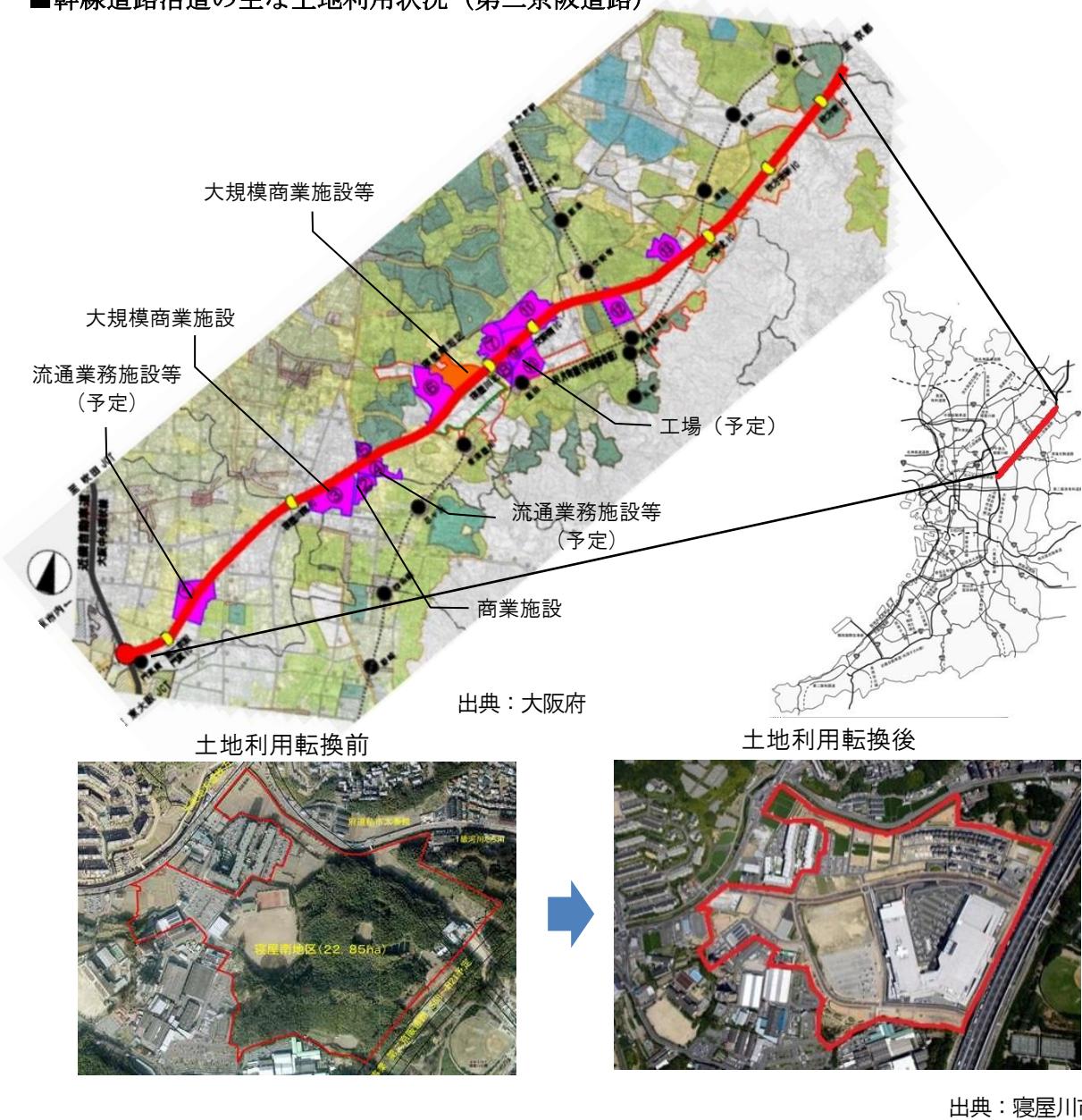
出典：大阪府「データで見る大阪の成長戦略」（H28年8月）

医薬品製剤製造業における事業所数・従業員数

事業所数順位	都府県	事業所数	従業員数(人)
1	富山	55	8,402
2	大阪	40	6,275
3	埼玉	37	5,166
4	奈良	37	1,821
5	兵庫	31	3,841
6	東京	29	1,821
..
12	愛知	13	1,793
合計		525	74,822

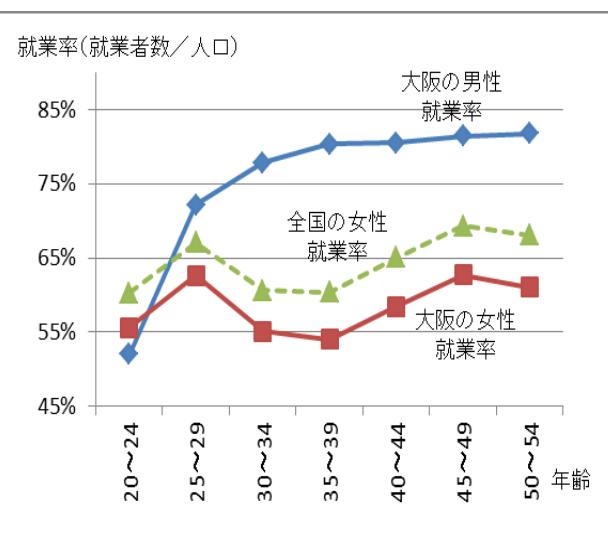
出典：大阪府「データで見る大阪の成長戦略」（H28年8月）

■幹線道路沿道の主な土地利用状況（第二京阪道路）



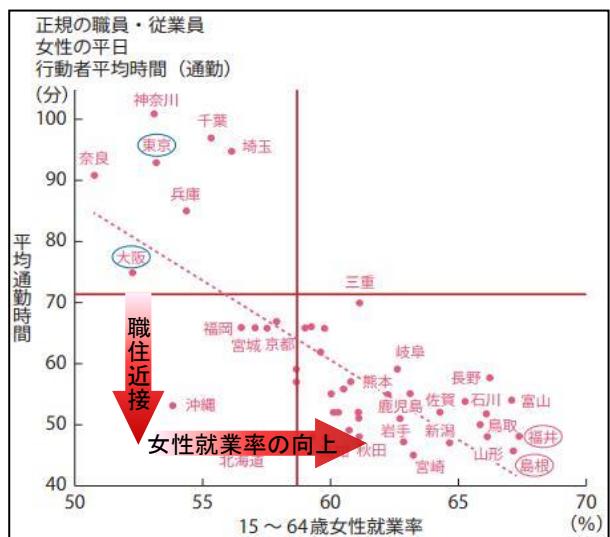
■大阪府の女性就業率

全国より低い大阪府の女性就業率



出典：総務省「平成 22 年国勢調査」より大阪府作成

年齢別女性就業率と通勤時間（行動者平均時間）



出典：国土交通白書 2015 (H27 年 6 月) より大阪府作成

② 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

大阪は都心から放射状に広がる鉄道沿線等に都市機能が集積した市街地が連担して一体の都市を形成し、府県を越えた都市構造を有しています。

また、都心だけでなく特定機能病院、大規模な文化施設や大学等の高次な都市機能が道路や鉄道でネットワークされ、さらに、総合病院や教育文化施設、大規模な商業施設や官公庁施設等の中核市レベルの都市機能に、鉄道・バス等の公共交通でアクセス可能な都市構造を有しています。

このようなネットワーク性の高い都市構造の特性を活かし、更にネットワーク性を強化するとともに、人が集まり、にぎわい・活力が享受できる土地利用を進めます。

アジアの活力を取り込み、都市の競争力を高めるため、人流の拡大に資する鉄道ネットワークの充実や、物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化を促進します。

都心部では、質の高い商業、業務、ホテル等の都市機能の集積を活かし、都市再生特別地区等の活用により更なる土地の有効・高度利用を促進するとともに、みどり空間の整備を促進します。

一般市街地では、密集市街地の防災性の向上や再開発ビルの再生など、都心にも自然にも近く、多様な暮らしを選択できる土地利用を促進します。

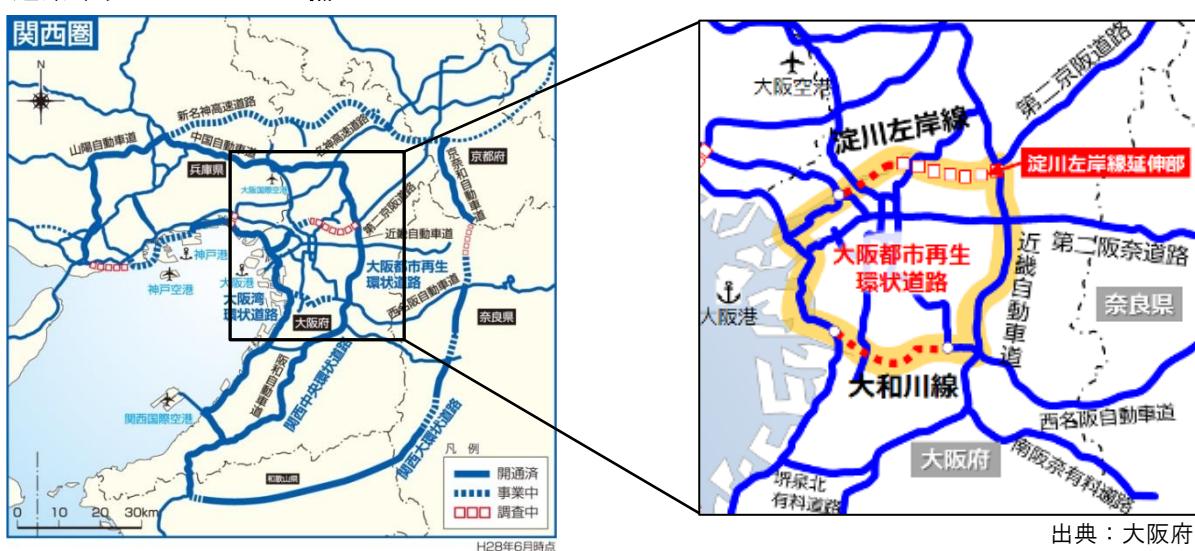
郊外住宅地では、都心で得られない多様な魅力を付加し、定住性の向上等に資する土地利用を促進します。

集落地では、集落内や隣接または近接した空き地等を活用するなど、集落機能の維持や地域の活性化に資する土地利用を促進します。

周辺山系では、貴重な自然環境を維持・保全するとともに、水源かん養機能や土砂災害に対する安全性の確保を推進します。

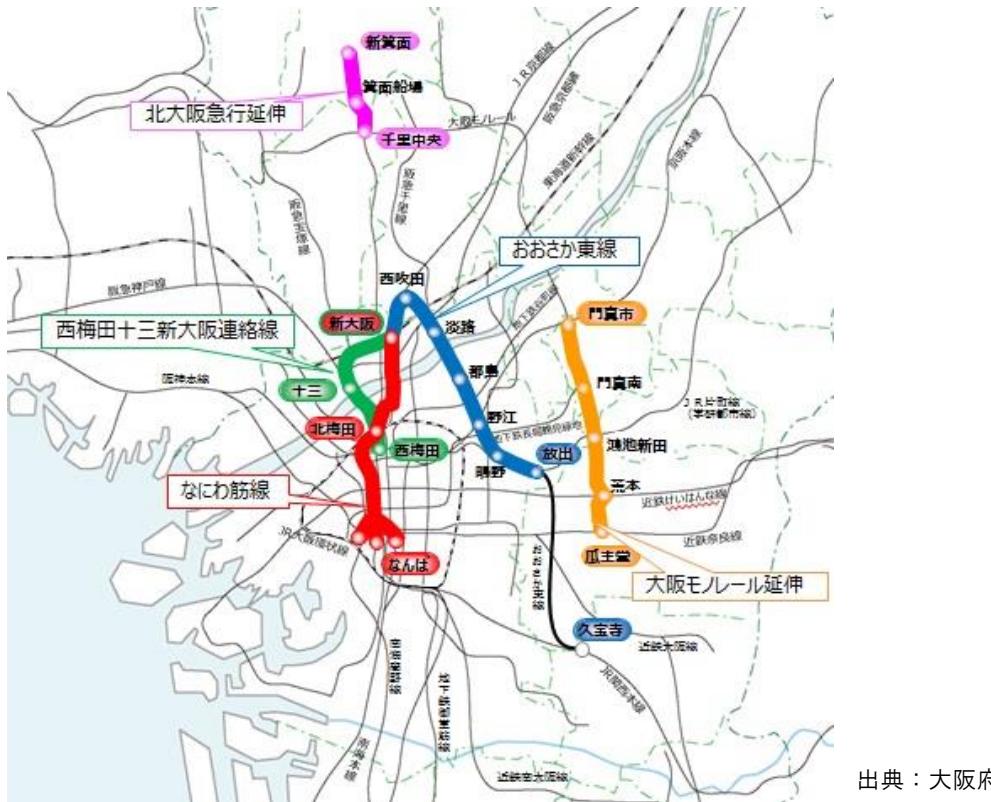
道路・河川・公園・下水道等の都市基盤施設については、アセットマネジメントを意識した上で、既存ストックも活かした効率的かつ効果的な整備を図るとともに、適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行空間・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを推進します。

■道路ネットワークの整備



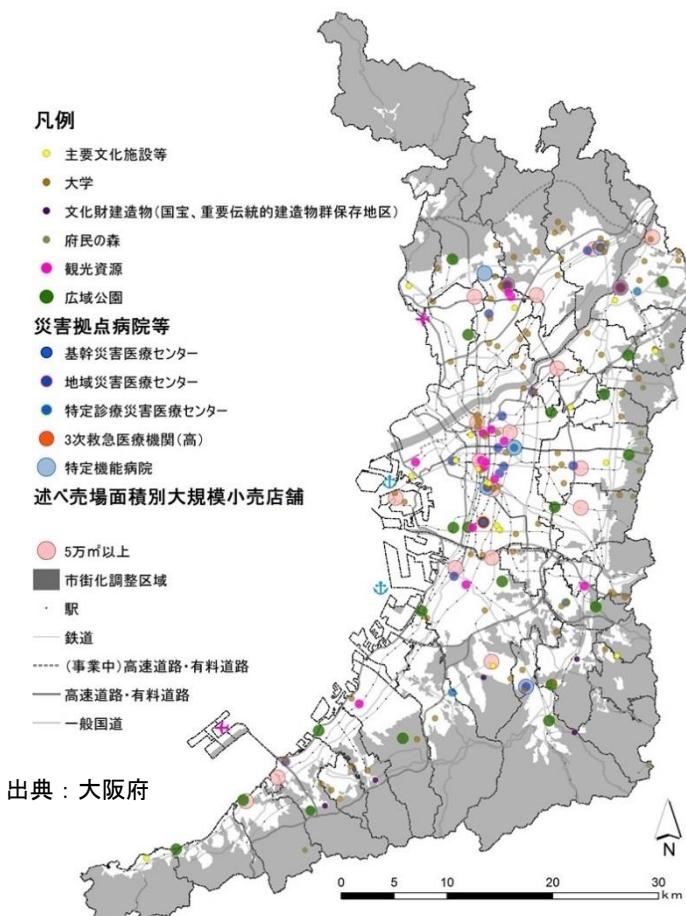
出典：大阪府

■鉄道ネットワークの充実

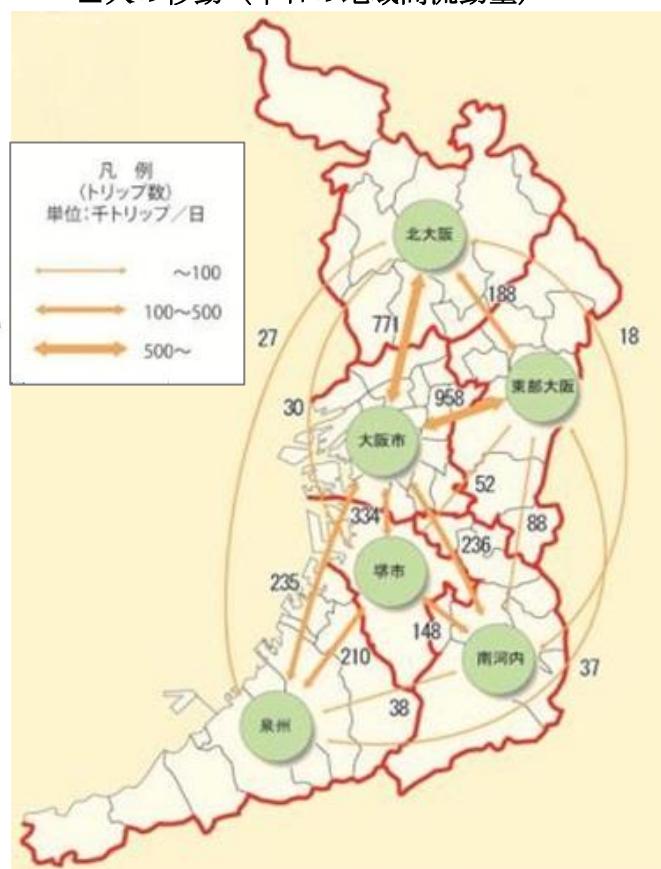


※事業中路線と公共交通戦略4路線（北大阪急行延伸、大阪モノレール延伸、なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線）の駅名は全て仮称

■都市施設の立地状況



■人の移動（平日の地域間流動量）



■都心部

グランフロント大阪



出典：一般社団法人グランフロント大阪 TM0

あべのハルカス



出典:近鉄不動産株式会社

■一般市街地

密集市街地の改善（門真市）



出典:門真市

駅前商業ビルの再々開発（堺ジョルノ）



出典：堺市

■郊外住宅地

箕面森町（箕面市）



出典:大阪府

阪南スカイタウン（阪南市）



出典:大阪府

■周辺山系

金剛山（千早赤阪村）



出典：千早赤阪村

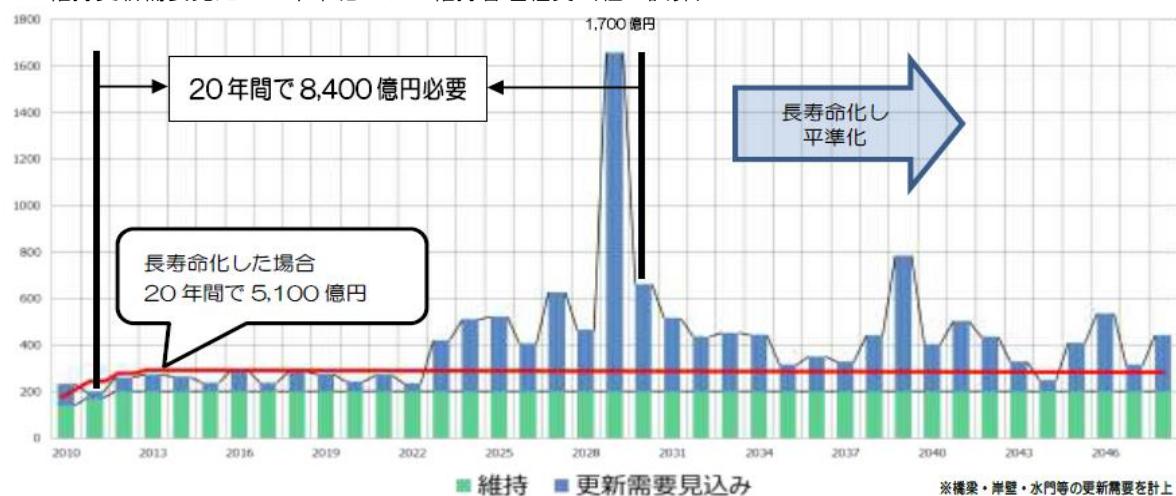
滝畠ダム（河内長野市）



出典：大阪府

■インフラの長寿命化

維持更新需要見込みと平準化された維持管理経費（粗い試算）



出典：大阪府都市基盤整備施設長寿命化計画
(H27年3月)

20年間で要する費用 (平成23年から42年)	8,400億円
長寿命化しない場合	8,400億円
長寿命化した場合	5,100億円
20年間での財政縮減効果	3,300億円

(2) 将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪

【基本方針】

① 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造

大阪の都心には、「水の都」を象徴する都市景観、大規模なエンターテイメント施設があり、他の地域においても、百舌鳥・古市古墳群等の歴史・文化資源、多彩な食文化等の豊かな観光資源を有します。

これらと近隣府県の世界遺産等の豊富な観光資源との連携等を進め、国際的なエンターテイメント都市にふさわしい都市の魅力を創造・発信します。

また、自然や歴史・文化施設と調和した街並みの形成、農地の多面的機能を活かした都市と農が調和した豊かな空間の形成、エンターテイメント機能を備えた魅力あるウォーターフロントの創出等、多様な魅力を備えた都市空間を創造します。

都市における生活の質を高めていくために、これまでの都市づくりで蓄積された良質なストックを効果的に活用し、多様な主体の参画により、快適な歩行空間の形成やにぎわい空間の創出など道路空間等の再配分や都市マネジメントの推進等、地域の魅力向上に繋がる都市づくりを促進します。

■水都大阪の取組（水の回廊）



出典：大阪府

■竹内街道（太子町）



■枚方宿（枚方市）



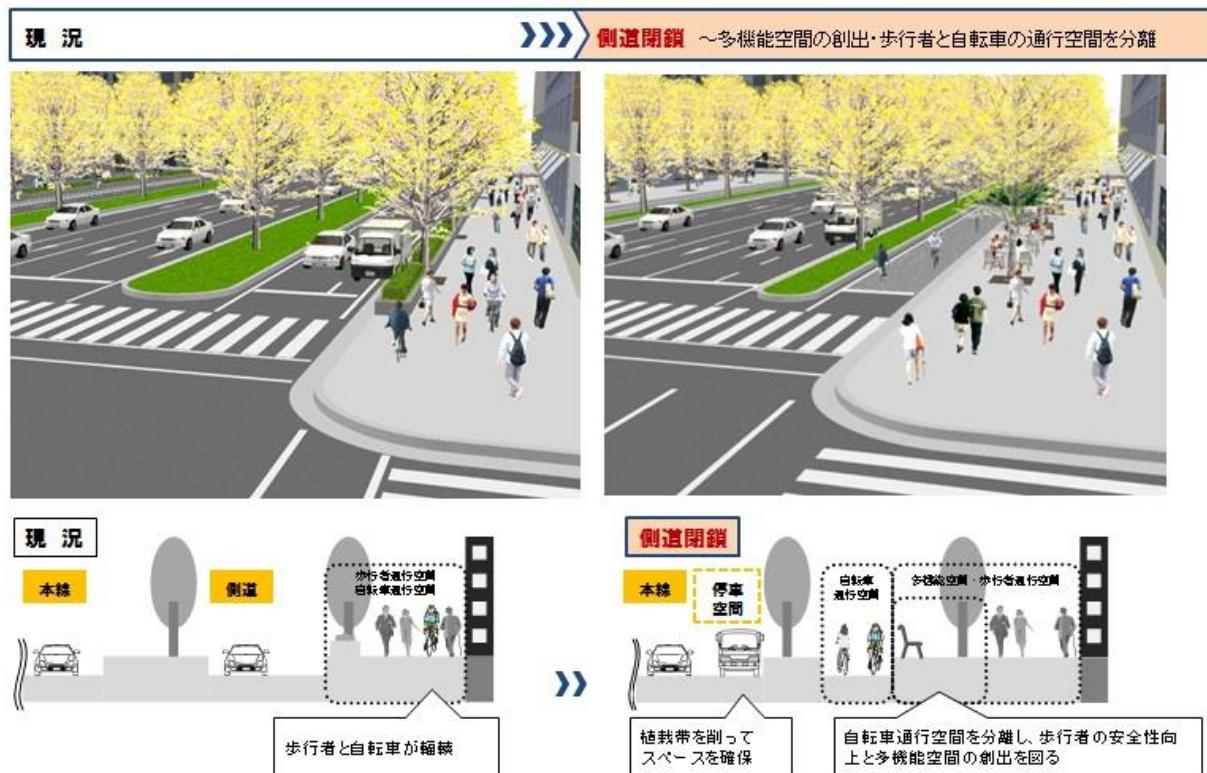
■寺内町（富田林市）



■下赤阪の棚田（千早赤阪村）



■既存ストックを活かした道路空間の再配分の例（御堂筋）



② 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

良好な都市環境を創造するため、農空間を保全し、その多面的な機能を活用した都市づくりを推進します。

都市のみどりは、美しい都市景観の形成、うるおいある空間の創出、防災性の向上等に資するだけでなく、新たな交流ももたらすなど、多面的な機能を有します。これらの機能を発揮させ、都市の魅力を高めるため、良好なみどり空間を創出します。

「みどりの大坂推進計画」に基づき、周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などでつなげられるみどりのネットワークを形成し、緑視効果の高い実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和につながり、海と山をつなぐみどりの軸線を形成します。

環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。

このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などの促進、エネルギー利用効率の高い都市の形成とともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。

また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用の抑制、公共交通機関や自転車の適切な利用を進め、より効率的な移動を実現する環境負荷の少ない土地利用を促進します。

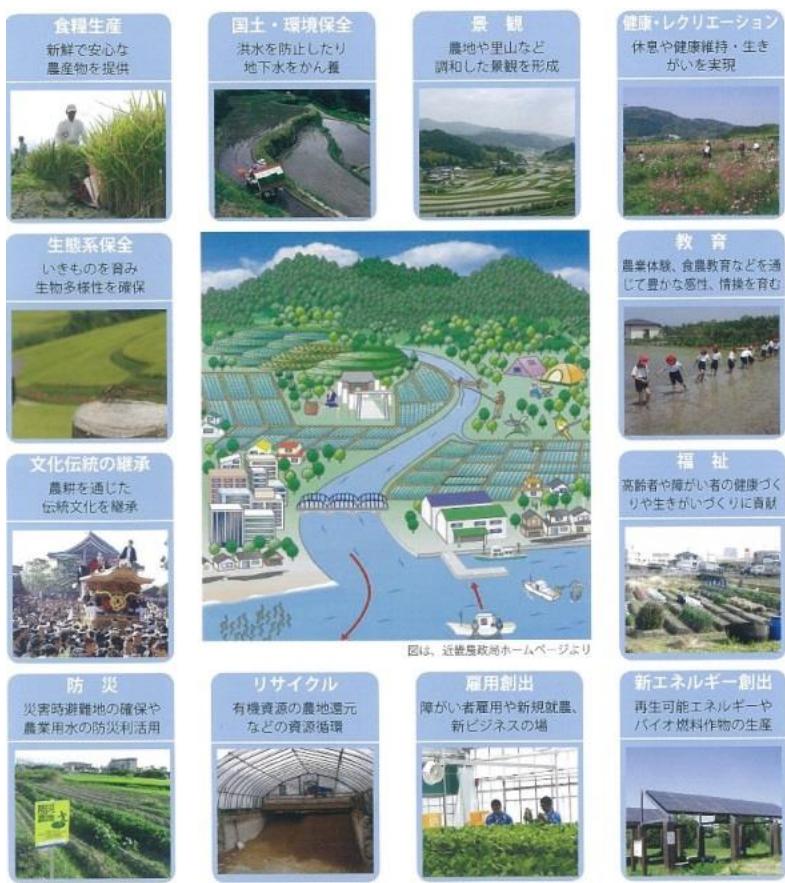
CO₂の吸収源対策として、木材の利用促進を図るとともに、手入れの遅れている森林に対しては、多様な主体が連携し、森林の質の向上を目指し、間伐等を行います。

また、健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全や府民が実感できるみどりを創出するとともに、海と山をつなぐみどりの軸線の形成や、防災機能も併せ持つグリーンインフラの取組を推進します。

里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。

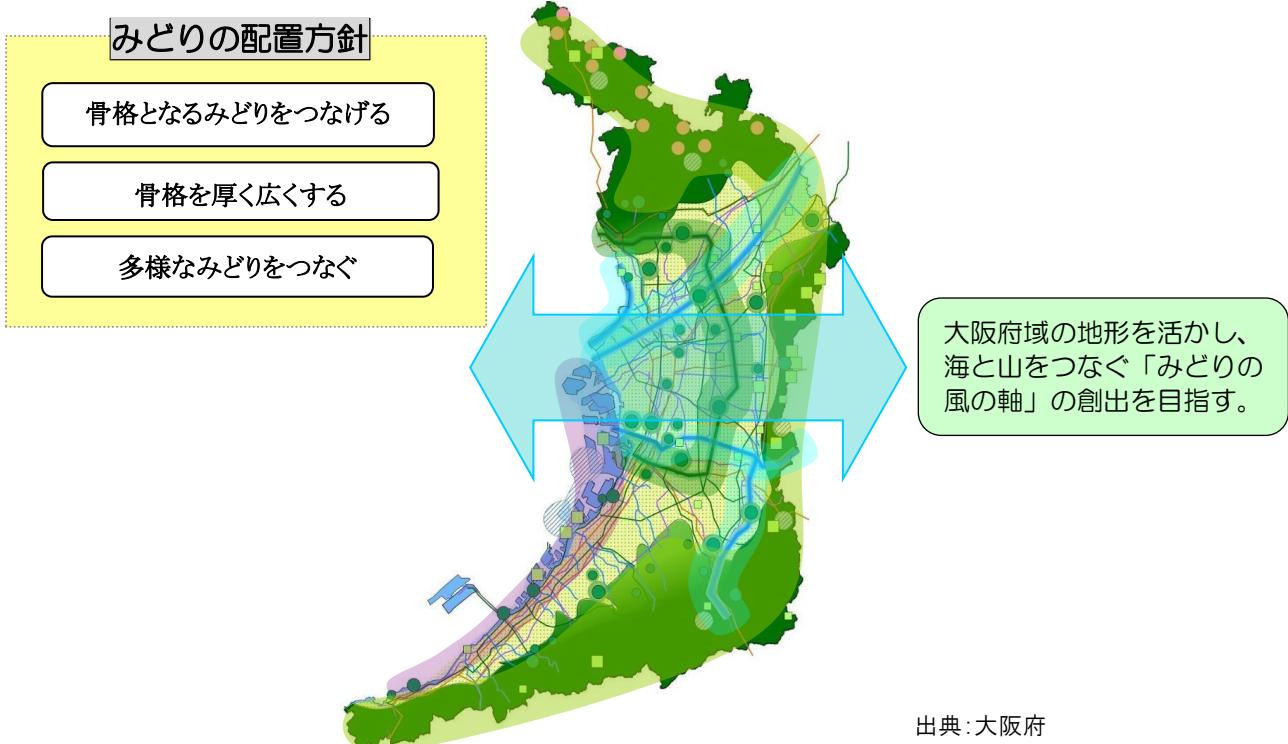
健全な水循環を構築するため、水源かん養機能の維持・向上に資する農地・森林等の適切な保全や、公共用水域の良好な水質を確保するため、下水の高度処理、合流式下水道の改善等を推進し、汚濁負荷量を削減します。

■農空間の多面的機能



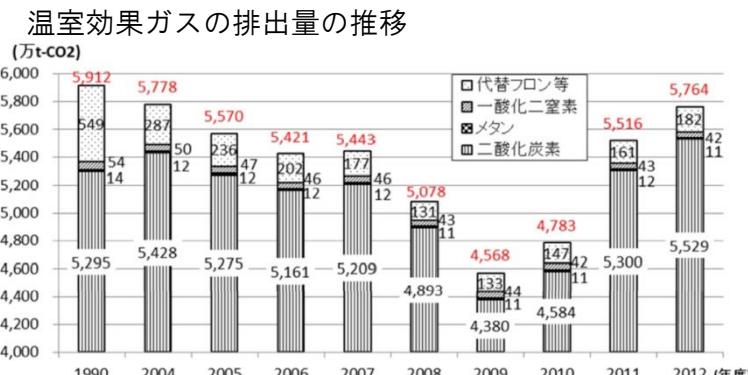
出典:大阪府

■みどりの大阪推進計画



出典:大阪府

■温室効果ガス排出とCO₂排出量の推移



出典:大阪府「データでみる大阪の成長戦略」(H28年8月)

CO₂の排出元と排出量の推移



出典:大阪府「データでみる大阪の成長戦略」(H28年8月)

■公共施設における太陽光パネル設置

大阪府南部水みらいセンター



出典:大阪府

■美具久留御魂神社 (富田林市)

周辺の森も含め自然保全地域に指定



出典:大阪府

■おおさか生物多様性パートナー協定制度



出典:大阪府

(3) 将来像3：安全・安心な大阪

【基本方針】

① 災害に強い都市の構築

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、これまでの想定を超える地震・津波により甚大な被害が発生しましたが、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて都市の防災機能を強化していくことが重要となります。

自然災害等のリスクの事前公表を行い、府民や企業等と共有するとともに、被災時の迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、災害直後に企業が適切に業務を継続できるBCP(事業継続計画)や地域コミュニティを活かし防災活動を推進する地区防災計画の作成、農地や公園等の貴重なオープンスペースを防災空間として確保するなど、防災・減災の取組を実施し、平時からの事前の備えを着実に推進します。

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震や上町断層帯地震等の直下型地震による災害リスクを低減させるため、建築物の耐震化や防火・準防火地域の指定の拡大、防災街区整備地区計画の活用を検討するなど、市街地の不燃化を促進するとともに、密集市街地の防災性の向上を図ります。

洪水や津波・高潮等の災害リスクに対し、雨水幹線の整備や防潮堤の液状化対策など、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等を整備・強化します。

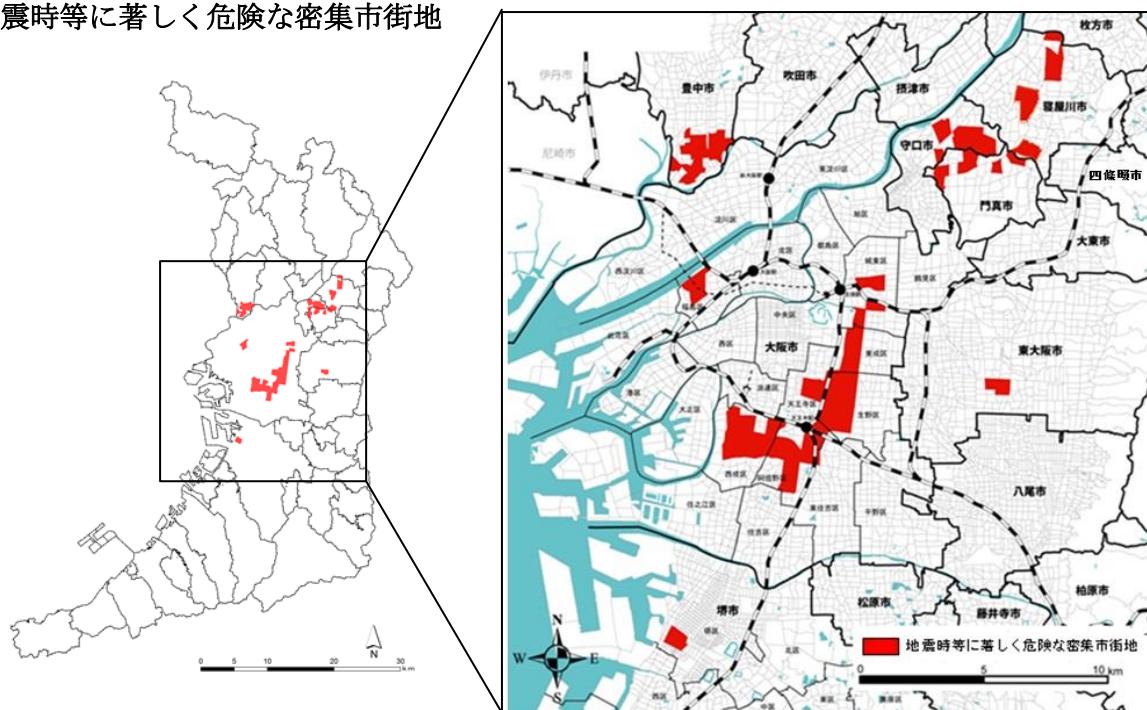
都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全・活用により、雨水の河川・下水道への流出を抑制します。また、山麓部においては流木対策等により、土砂災害などの未然防止に努めます。

災害リスクの高い地域では新たな市街化を抑制し、安全な地域への住宅系及び産業系土地利用の誘導に努めます。災害リスクの高い既成市街地では、現状の災害リスクを踏まえ、より安全性の高い地域や建物への規制・誘導に努めます。

広域災害が発生した場合、その被害の起り方によって、大阪は支援をする場合（応援）もあれば支援を受ける場合（受援）もあるため、代替性の確保（リダンダンシー）等の観点から、それぞれの場合に応じて必要となる広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能を強化します。

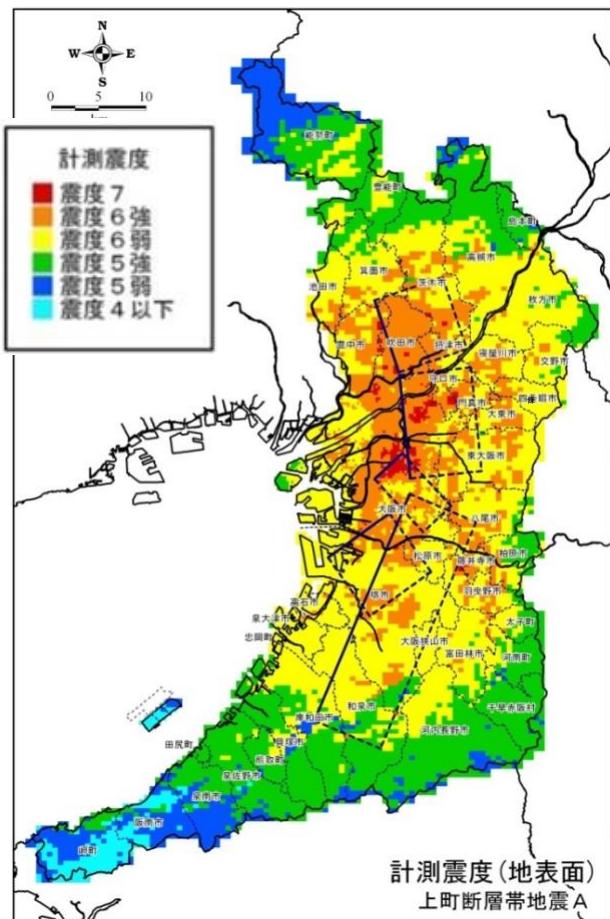
道路ネットワーク整備による防災拠点へのアクセス道路網の代替性を確保します。

■地震時等に著しく危険な密集市街地

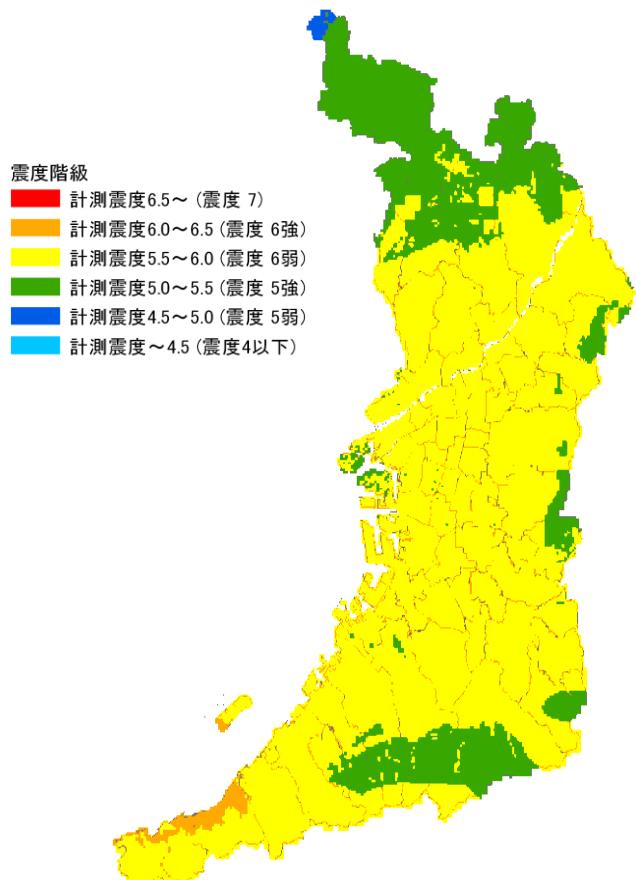


出典：大阪府

■上町断層帯地震の震度想定

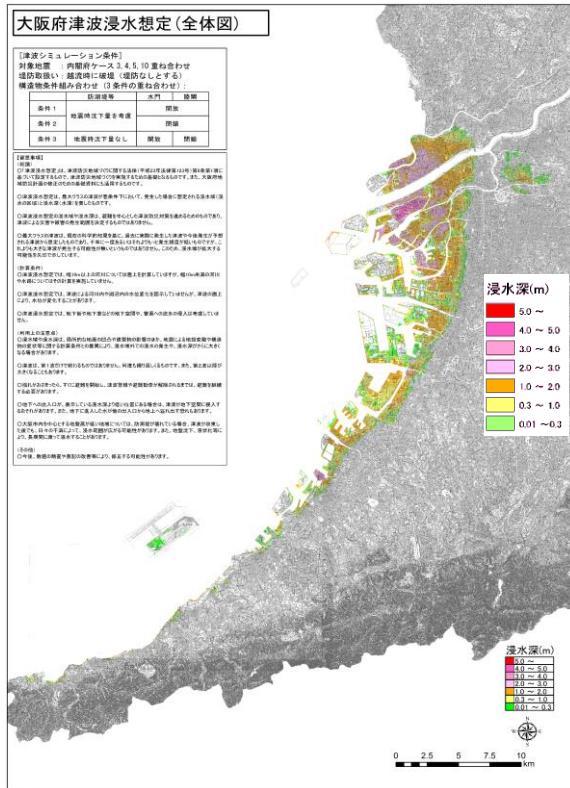


■南海トラフ巨大地震の震度想定



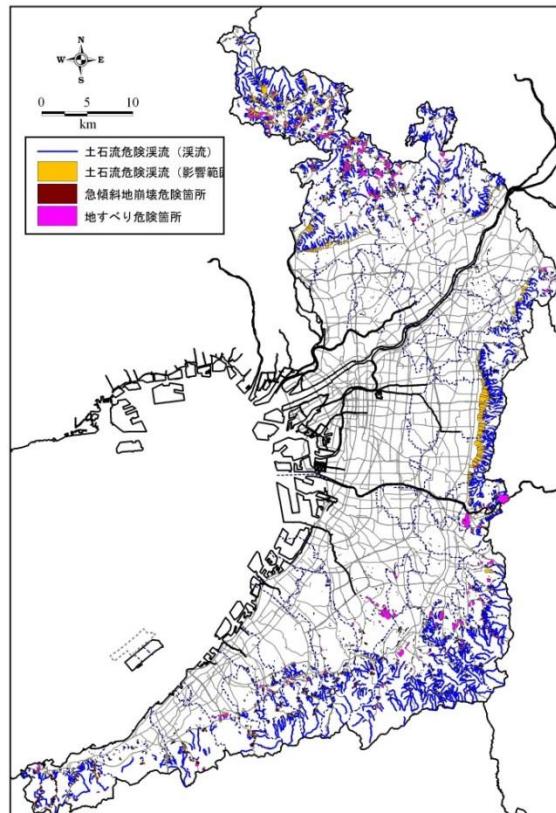
出典：平成 25 年 8 月 20 日公表 大阪府想定

■津波浸水想定区域



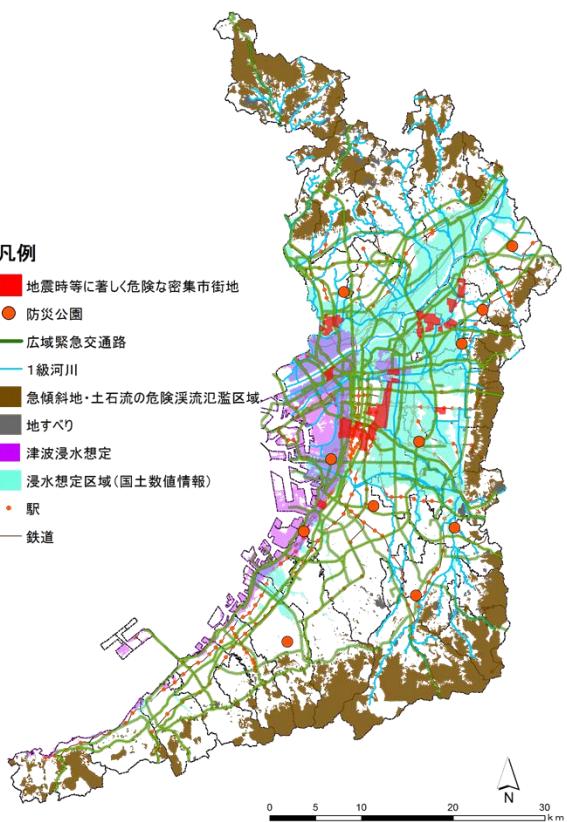
出典：大阪府「大阪府地域防災計画関連資料集」

■土砂災害警戒等の区域



出典：大阪府「大阪府地域防災計画関連資料集」

■主な防災リスクと広域緊急交通路



出典：大阪府

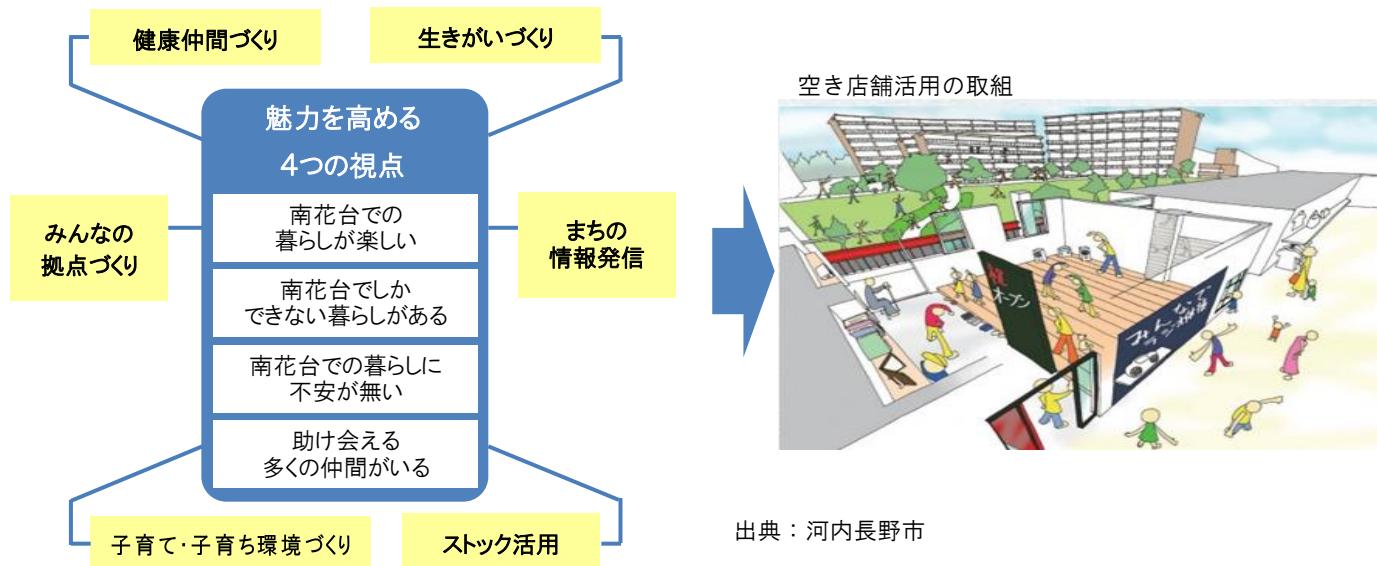
② 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

核家族化や単身世帯の増加等による家族形態の多様化や ICT の進化等によるライフスタイルの変化に対応するため、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を整え、そのアクセス性を高めることで、高齢者をはじめ、あらゆる人が健康で安心して快適に住み続けられる生活環境を形成します。

郊外住宅地では、ゆとりのある豊かな居住環境、自然との近接性等の特性を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境を創出します。

公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や鉄道駅や道路等のバリアフリー空間の形成を促進するなどユニバーサルデザインに配慮した土地利用を促進します。

■ 「スマートエイジング・シティ」の実現に向けた河内長野市南花台での取組例



■公共交通機関における多言語案内



出典：大阪府

■触知掲示板



点字等による案内板(目の見える人も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音声による案内、インター ホンも設置)

出典：大阪府「福祉のまちづくり条例ガイドライン」
(H28年4月)

4 土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向

将来像及び基本方針を踏まえ、土地利用区分ごとの基本方向は以下のとおりとします。なお、各土地利用区分を個別に捉えるだけでなく、基本方向に即した土地利用を推進していくことを基本に、総合的・横断的な取組を進めていくことが重要です。

(1) 農地

農地は、食料の安定供給を図るための生産基盤はもとより、農業生産活動などを通じて環境保全、洪水防止や水源かん養、さらには防災機能としてのオープンスペース、棚田等自然と調和した景観、教育・レクリエーション機能など、多面的な公益的機能を有していますが、農業従事者の高齢化等に伴う担い手不足や都市化の進展などにより農地面積が減少しています。

このため、多様な担い手の確保をはじめ、農業生産基盤の整備・維持管理や農地の貸借の取組などにより、農地の保全・活用を推進します。

都市農地が持つ多様な機能を発揮させるため、都市農業振興基本法の趣旨に基づき、生産緑地も農業生産機能を確保し、貴重な緑地空間及び防災空間として、有効かつ適切な保全に努めるとともに、宅地化農地が転換される際にはみどりが確保されるよう配慮します。

(2) 森林

森林は、災害防止機能をはじめ、水源かん養、環境保全等の様々な公益的機能を有する貴重な資源であり、教育・レクリエーション機能としても活用されていますが、近年、担い手の減少や林業の採算性の低下等により、管理の行き届かないいわゆる放置森林は、間伐等の対策を実施しているものの微減に止まる状況です。

このため、治山事業等の導入により、森林の保全・整備に努めるとともに、府民・NPO・企業等の多様な担い手の参画による里山の保全活動や森林環境税を活用し、災害に強い健全な森林を次世代に引き継ぐ取組を緊急かつ集中的に実施します。

市街地及びその周辺に残された社寺林等については、都市における貴重なみどりとして保全します。

(3) 河川・水面・水路

水資源の確保や災害防止など利水・治水の観点から、地域や流域の特性に応じた適切な維持管理、改修・整備を推進します。

生物の多様な生息・生育環境が確保できる自然環境の保全、水質の改善を図るとともに、緑化の推進や安全面にも配慮した親水空間の創出に取り組みます。

(4) 道路

道路（高速自動車国道、一般国道、府道、市町村道）は、産業・物流基盤として都市・地域間を結びつける観点をはじめ、交通渋滞対策や災害時における避難・緊急輸送等の多重性・代替性を確保する観点から、ネットワークの強化を図ります。

高速道路の未整備区間（ミッシングリンク）の早期解消や、シームレスな料金体系の実現など物流を支える高速道路機能を強化します。

橋梁の耐震性の強化や、密集市街地における避難路・延焼遮断帯の核となる広幅員の道路の整備などにより、防災機能を強化します。

歩行空間の確保や自転車総合対策の推進等により、総合的な交通安全対策を推進します。

街路樹等の緑化の充実や幹線道路沿道の民有地等と連携した緑化を進めるなど、海と山をつなぐみどりの風の軸の形成を推進するとともに、農道及び林道についても必要な整備を推進します。

(5) 公園・緑地

公園・緑地は、自然環境の保全や良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーションとしての利用、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担うなど、多様な機能の効果が期待できる主要な施設であることから、適切な維持管理、改修、整備を促進するとともに、積極的な利用促進を図ります。

また、公園や緑地等のみどりの拠点を道路、河川等の緑化でつなぐ「みどりのネットワーク形成」を図ります。

(6) 住宅地

安全・安心、魅力ある生活環境の向上を目指し、空き家等の利活用や適正管理、除却等を促進するとともに、住宅ストックの不燃化・耐震化を促進し、住環境の維持・改善を図ります。さらに、空き家等が活用されることで、地域の居住魅力が高まるとともに、安全・安心も高まるという連鎖的な流れを目指します。

密集市街地では、老朽住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化の促進、幹線道路や公園等の都市基盤施設の計画的な整備により防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、新たな住民が居住するなどまちの活性化に寄与し、地域の安全性向上にもつながる魅力あるまちづくりを推進します。

計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、その多くが開発後40年～50年経過し、人口減少や高齢化の進行が著しく、住宅や施設の老朽化が見られます。

このため、緑豊かな環境や美しい景観を保全しながら、子育て世帯等多様な世帯が居住できる住宅・施設の更新、地域内での医療や福祉の機能の確保など、まちの再生に向けた土地利用に努めます。

災害リスクの高い地域では新たな市街化を抑制し、災害リスクの高い地域から安全な地域への住居系土地利用の誘導に努めます。また、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」等の規制によるリスク要因の排除を推進し災害リスクの高い地域とならないように努めます。既成市街地では、現状の災害リスクを踏まえ、より安全性の高い地域や建物への規制・誘導に努めます。

(7) 工業用地

大阪・関西が強みを有する医薬品・医療機器などのライフサイエンス分野、蓄電池等を中心とした環境・新エネルギー分野など、大阪が有する特色や強みを活かしてイノベーションを創出する企業の立地を促進し、世界有数の拠点を目指します。

地域再生法に基づく事業等を活用し、本社機能をもった企業の他府県への流出を防止し、府内移転を促進するとともに、府外からの企業立地を促進します。

第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等では、周辺環境に十分に配慮し、地域や企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を促進します。

住工混在市街地においては、工場の操業環境の維持・増進を図る本来の用途を尊重しつつ、地域の実情に応じた取組を進め、工場立地を誘導します。ただし、住環境と工場の操業環境の共存を目指す地域では、共存できるルールのもと、それが可能な限り良好な環境を確保できる調和のとれたまちづくりに努めます。

(8) 商業・業務施設等用地

産業振興、観光振興、地球温暖化・ヒートアイランド対策等に対応し、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化に資する土地利用を誘導します。

特に、都心部や主要鉄道駅周辺等では、商業・業務施設等の都市機能の集積を促し、土地の有効・高度利用を促進します。

また、第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等では、地域の実情に応じて、流通業務施設等の都市機能を誘導し、周辺環境に十分に配慮した上で適切な土地利用を促進します。

ライフサイエンス分野や環境・新エネルギー分野などのイノベーションを先導する企業を誘致し、研究開発拠点の整備を促進します。

大規模集客施設については、都市機能の集積状況や道路等ネットワークの整備状況等を考慮した上で適正な立地の誘導を図ります。

教育・福祉施設等公共施設用地については、地域の実情に応じ、適正な利用に努めます。

(9) その他

9-1 空港・港湾その他運輸施設用地

運輸施設については、産業の国際競争力の強化や訪日客の増加等を図るために、関西国際空港や阪神港等ベイエリアにおける国際物流拠点の整備や機能強化を促進します。

9-2 鉄道

鉄道は、にぎわい・活力ある都市の形成において重要なことから、都市間の連携強化や広域拠点・観光地へのアクセス性の向上に向け、鉄道ネットワークの充実に向けた取組を促進します。

リニア中央新幹線や北陸新幹線は、国土軸の強化に寄与するなど重要な広域交通インフラであることから、その全線早期整備に向けた取組を推進します。

9－3 沿岸域

自然海岸・人工海浜は保全し、港湾・漁港施設、産業施設等が立地する区域及び立地が見込まれる区域は環境の保全や水質資源を十分に保護し、周辺の土地利用との調和を図るとともに津波・高潮等の災害について配慮します。

9－4 低・未利用地

市街地においては、空閑地・空き店舗、廃工場等の低・未利用地の発生は課題であり、土地の整序・集約化などによる居住用地、事業用地等としての再利用を図るなど施設利用や生産活動に供する土地利用を促すほか、公園・緑地や災害時に対応できる防災用地等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から、計画的かつ適正な土地利用を促進します。なお、施設利用や生産活動等に供する土地利用を図る場合、景観等地域の実情に配慮します。

◇人口集中地区（市街地）

大阪府の人口集中地区は市街化区域とほぼ重複し、比較的人口密度が高いことから、想定される人口減少を加味した推計では若干の減少に留まっています。

沿岸部の新たな埋立地での産業用地としての活用を促進しつつ、住宅地の増加抑制により、現状の規模を維持します。

第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標

(1) 目標年次及び計画の基礎指標

計画の目標年次は平成39年（2027年）、基準年次は原則平成25年（2013年）とします。

計画の基礎的な指標となる人口は、平成25年において約886万人であり、平成39年においては約833万人と想定しています。

また、年齢階層別でみると、平成25年において、15歳未満で約117万人（13%）、15～64歳で約565万人（64%）、65歳以上で約205万人（23%）であり、平成39年においては、15歳未満で約87万人（10%）、15～64歳で約501万人（60%）、65歳以上で約244万人（29%）と想定しています。

(2) 規模の目標の設定に当たっての考え方

規模（面積）の目標の設定対象は、土地利用区分の「農地、森林、河川・水面・水路、道路、都市公園、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地及びその他（運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等）」の9区分並びに人口集中地区（市街地）とします。

規模の目標は、土地利用区分別面積調査の結果から得られた推移を前提に、将来人口や経済見通しなどを考慮のうえ、土地利用の実態との調整を行い、土地利用区分ごとに必要な土地面積を予測し定めます。

(3) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

これまで人口増加に伴い住宅地が拡大されてきましたが、人口減少社会の到来や計画期間内に世帯数の減少が見込まれること等を踏まえ、公共投資を効率的に行い、都市活力を維持するため、土地利用を考えていく必要があります。

このため、農地・森林については、保全することとします。ただし、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から、主要な幹線道路沿道等における産業系土地利用や地域の生活拠点からの徒歩圏の区域にある住宅系土地利用については、計画的に促進します。

事業計画が概ね確定している土地においては、周辺の農地・森林との調和など自然環境の保全に配慮しつつ事業を進めます。

主要な道路・河川の緑化や公園等の整備を図り、公共施設及び住宅や工場・商業施設等の民有地において緑化を進めるなど、みどりの拡大を図ります。

① 農地

農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用をはじめ、農業の多様な担い手の確保や農空間保全地域制度による農地の貸借等より、農地の保全・活用を図ります。

さらに都市農業振興基本法に基づき、都市農地は多面的な機能の発揮を目的として適切に保全・活用を推進します。

但し、道路等の公共事業用地や幹線道路沿道における計画的な産業系土地利用への転換も含め、一定の減少を見込みます。

② 森林

森林法に基づく保安林の指定等の関係法令に基づく規制制度を適正に運用することにより、森林の保全を図ります。

また、多様な担い手の参画による里山の保全活動や森林環境税を活用し、災害に強い健全な森林を次世代に引き継ぐ取組を緊急かつ集中的に実施するとともに自然公園における優れた自然資源の保護及び利用を促進します。

但し、主に北大阪地域や南大阪地域における、幹線道路の整備や事業計画が概ね確定している住宅地開発などの完了に伴う減少を見込みます。

③ 河川・水面（ダム・ため池）・水路

洪水対策等の観点から行うダムの整備による増加を見込みますが、水面（ため池）・水路が持つ災害防止、生物多様性の確保等の機能維持に配慮しつつ、その機能廃止に伴う減少も見込みます。

④ 道路

道路ネットワークの強化施策による一般道路の整備や、事業が概ね確定している住宅地・産業用地の開発等に伴う道路整備により、増加を見込みます。

⑤ 都市公園

公園は適切な維持管理、改修、整備及び積極的な利用を促進するとともに、「みどりのネットワーク」の形成のため、都市公園の整備を進め、増加を見込みます。

土地利用区分	面 積(ha) (構成比%)		面積増減(ha) H39-H25
	H25年	H39年	
①農 地	13,560 (7.1%)	12,240 (6.4%)	-1,320
市街化調整区域	9,870	9,210	-660
	3,690	3,030	-660
②森 林	57,910 (30.5%)	56,030 (29.4%)	-1,880
③河川・水面・水路	10,060 (5.3%)	10,000 (5.2%)	-60
④道 路	17,600 (9.3%)	18,340 (9.6%)	+740
⑤都市公園	4,690 (2.5%)	4,960 (2.6%)	+270

(算定方法)

- ①農地：市街化調整区域は面積の減少のすう勢による予測値に、農地法等の施策による減少抑制の想定値を加味して設定
 市街化区域は面積の減少のすう勢による予測値に、都市農業振興基本法等の施策による減少抑制の想定値を加味して設定
- ②森林：小規模な開発を含む面積減少のすう勢の予測値に、幹線道路、ダムや事業計画が概ね確定している住宅地開発(彩都・箕面森町等)の完了に伴う減少、さらに開発抑制等の施策による減少抑制の想定値を加味して設定
- ③河川・水面・水路：ため池、水路等の面積の減少のすう勢による予測値に、ダム整備による水面の增加分と農地保全施策に伴うため池、水路減少抑制の想定値を加味して設定
- ④道路：民間開発等に伴う道路面積の増加のすう勢に、今後整備される高速道路や国道、府道の面積を加味して設定
- ⑤都市公園：民間開発等に伴う公園面積の増加のすう勢に、今後整備される国営、府営公園の面積を加味して設定

⑥ 住宅地

世帯数が計画期間内に減少に転じることが見込まれることから、土地の有効・高度利用、低・未利用地や空き家の有効活用及び既存住宅ストックの有効活用等、既成市街地の再整備を優先し、農地や森林等の自然系の土地利用からの転換は抑制します。

しかし、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から必要な用地は確保します。

また、市街化区域の宅地化農地の転換による住宅開発及び事業計画が概ね確定している住宅地開発の完了等による増加を見込みます。

⑦ 工業用地

新規の工場については、第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等における工場立地の促進を図ります。

既存の工場については、産業集積促進税制等の活用により、工業用地の維持に努めます。

⑧ 商業・業務施設等用地

商業・業務施設等用地は鉄道駅周辺や幹線道路沿道における大規模小売店舗等の立地等が予測されることから若干の増加を見込みます。

⑨ その他（空港・港湾その他運輸施設用地、公共施設用地、低・未利用地等）

ベイエリアの埋立て地における施設立地の促進や、鉄道の整備等により、増加を見込みます。

空き地や荒廃農地などの低・未利用地については、事業用地としての再利用を図るほか、地域住民等新たな土地利用主体による公益的な土地利用の促進を図ります。

◇人口集中地区（市街地）

人口集中地区は、沿岸部の埋め立てによる増加及び人口減少による若干の減少により、ほぼ現状の規模を維持します。

土地利用区分	面 積(ha) (構成比%)		面積増減 (ha)
	H25年	H39年	
宅 地	60,790 (32.0%)	61,780 (32.4%)	+990
(内訳)	⑥住宅地	34,390 (18.1%)	35,320 (18.5%)
	⑦工 業 用 地	4,560 (2.4%)	4,560 (2.4%)
	⑧商業・業務施設等用地	21,840 (11.5%)	21,900 (11.5%)
⑨その他 (空港・港湾その他運輸施設 用地、公共施設用地、低・未利用地等)	25,540 (13.4%)	27,380 (14.4%)	1,840

合 計	190,150 (100.0%)	190,730 (100.0%)	580
人口集中地区(市街地)	90,670	90,570	-100

(算定方法)

⑥住宅地:事業計画が概ね確定している住宅地開発に伴う増加と、農地等の土地利用転換に伴う増加を加味し、世帯数が減少に転じる平成32年以降は、施策により増加を抑制すると設定

⑦工業用地:平成25年度の実測値を施策により維持すると設定

⑧商業・業務施設等用地:各都市計画区域における商業・業務用地のすう勢の予測値の合計を設定

⑨その他:府域全体面積と、他の土地利用区分の規模の合計との差を設定

合計:平成25年時点の国土地理院の面積と、平成39年までの間に増加する埋立地の面積を積算

なお、国土地理院が平成27年10月に公表した面積は190,514haとなっており、より高度な測量によって同一区域である表の合計値との差が372ha発生している。

◇人口集中地区:平成25年に人口集中地区となっている500mメッシュについて、平成39年の人口減少分を一律に減じ、4000人/km²の人口密度が保てないメッシュの面積を25年の数値から減じ、平成39年までに増加する府域面積を加算

第3章 目標を達成するために必要な施策の概要

1 将来像の実現に向けた施策の推進

第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえ、2章の目標を達成するため、以下に取り組むべき施策の概要についての主な施策を示します。

なお、施策の推進にあたり、例えば、道路ネットワークの形成が、物流の円滑化だけでなく都市環境の改善を図ることにもつながることから、各施策が互いに関係し、相乗的に施策の効果を高めながら、将来像の実現を目指していきます。

将来像1

「にぎわい・活力ある大阪」に対応する施策の概要

①人・企業を呼び込む質の高い都市の形成

- ・環境・新エネルギー産業等の成長産業の誘致促進
- ・特区制度を活用した規制改革の推進
- ・幹線道路沿道等における企業立地の誘導
- ・高速道路の整備や新たな料金体系の導入

②大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

- ・関西国際空港の利便性の向上
- ・鉄道ネットワーク等の充実
- ・都市再生特別地区等の活用による土地の有効・高度利用
- ・アセットマネジメントの推進

将来像2

「みどり豊かで魅力ある大阪」に対応する施策の概要

①都市の格を高める魅力ある都市空間の創造

- ・豊かな歴史資源、観光資源等を活用した都市の魅力の創造・発信
- ・水都大阪の推進
- ・都市マネジメントの推進

②環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

- ・多様な担い手の確保等による農空間の保全
- ・森林環境税の導入等による森林の保全
- ・ヒートアイランド対策の推進
- ・「みどりの大阪推進計画」の推進

将来像3

「安全・安心な大阪」に対応する施策の概要

①災害に強い都市の構築

- ・洪水や津波・高潮等の治水・防災対策の推進
- ・市街地の不燃化の促進及び建築物の耐震性の向上
- ・道路や公園等の都市基盤施設の整備と市街地の防災性の向上

②誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

- ・道路・建築物等、様々な施設におけるバリアフリー化
- ・交通安全性の向上
- ・スマートエイジング・シティの推進

2 土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善

(1) 土地利用に関する調査と情報の蓄積・共有化

土地利用区分ごとの規模の推移について、土地利用区別面積調査や開発動向に関する調査を実施し、継続的な現状把握及び分析を行うなど、土地利用に関する情報の蓄積・更新を図るとともに、適宜、府ホームページ等で公開します。

また、土地利用区分ごとの規模について細分化できる場合には、その把握に努めます。

(2) 計画の進捗状況の把握と点検・評価・改善

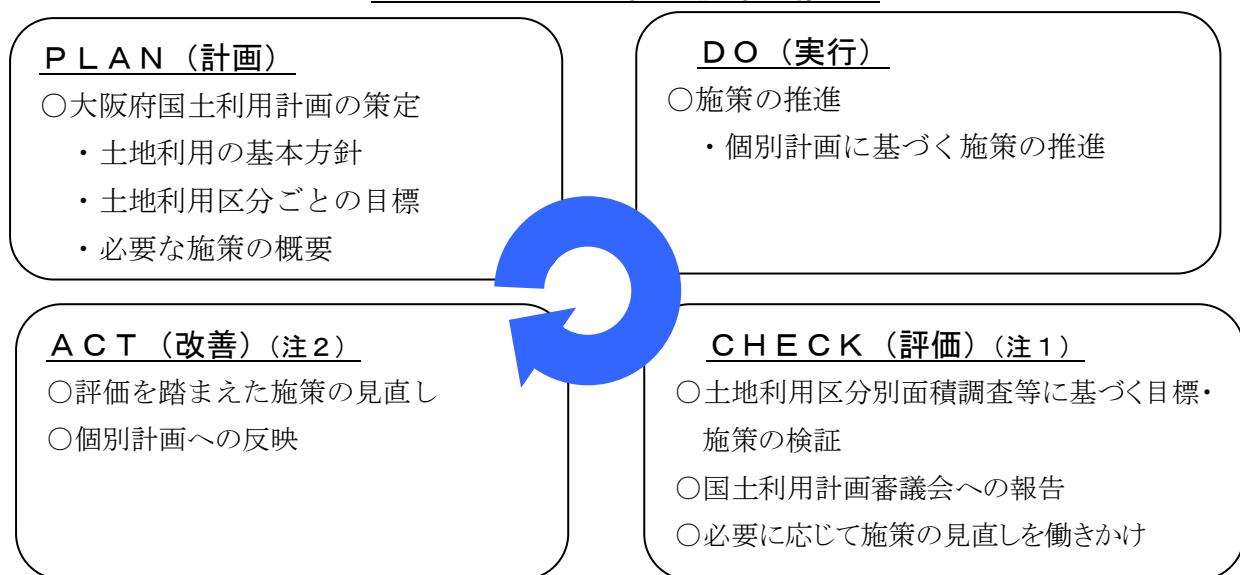
国土利用計画は概ね10年間の長期計画であり、その間の社会経済情勢の変化などにも十分対応しつつ、着実に計画を推進していく必要があります。このため、個別計画に基づく施策の推進による土地利用区分ごとの目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて施策の見直しを進めます。

また、社会経済情勢やこれまでの想定を超える規模の自然災害の発生等、土地を取り巻く状況の大きな変化や個別計画の改正が生じた場合には、目標も含め、評価段階で考慮するなど適切に点検・評価・改善を行います。

なお、評価にあたっては質的な観点も含めて総合的に行います。

将来像の実現に向けては、土地利用区分ごとに個別に捉えるだけでなく、横断的に関連する施策・事業等を活用するなど、多分野との施策連携による取組が求められるため、規模の目標だけでなく、「にぎわい・活力」、「自然環境・景観」、「安全・安心」にかかる指標の検討及び把握に努めます。

PDCAサイクルにそった施策の推進



(注1) 毎年実施する土地利用区別面積調査に基づいて土地利用区分ごとの面積の推移を把握した上で国土利用計画審議会へ報告を行い、審議会からの意見を受け、施策の見直しを検討する。

また、関係部局との連携を図りながら各施策の進捗状況も把握した上で施策の見直しの必要性を判断し、見直しが必要であれば、個別計画の所管部署へ見直しの働きかけを行う。

(注2) 評価を踏まえ、個別計画所管部署において必要に応じて施策の促進及び内容の充実を図り、適宜、個別計画への反映を行う。

■土地利用区分ごとの定義及び出典

土地利用区分	定義	出典
①農地	・耕作の目的に供される土地であって、畦地を含む【農地法第2条第1項】 ・田及び畠の合計	
田	たん水設備と、これに所要の用水を供給しうる設備を有する耕地	
畠	田以外の耕地	
普通畠	畠のうち、樹園地及び牧草地を除くすべてのもの	
樹園地(含牧草地)	畠のうち、木本性作物を1a以上集団的に栽培するもの	
②森林	国有林と民有林の合計で、林道面積は含まない	
国有林	林野庁所管国有林・官行造林地・その他省庁所管国有林の合計	・農林水産省近畿中国森林管理局データ ・「農林業センサス」(農林水産省)
民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林	大阪府データ
③河川・水面・水路	河川、水面、水路の合計	
河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	・国土交通省各河川事務所データ ・大阪府データ
水面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びに溜池の満水時の水面	大阪府データ
水路	農業用排水路	「作物統計」(農林水産省)及び大阪府データを基に算出
④道路	・一般道路、農道、林道の合計 ・車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	・西日本高速道路株式会社データ ・「道路統計年報」(国土交通省) ・「道路現況調査」(大阪府)
農道	圃場面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道	「作物統計」(農林水産省)及び大阪府データを基に算出
林道	国有林林道及び民有林林道	大阪府データ
⑤都市公園	都市公園法第2条に定める都市公園の開設面積	大阪府データ
宅地	・建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地 〔「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地籍(村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地籍を加えたもの〕	「固定資産の価格等の概要調書」(大阪府)
⑥住宅地	・「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地 ・非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地	「固定資産の価格等の概要調書」(大阪府)
⑦工業用地	「工業統計表」(用地・用水編)にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	「工業統計表(用地・用水編)」(経済産業省)を基に算出
⑧商業・業務施設等用地	住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地(商業、事務所、教育・福祉施設、建物がある公共施設用地等)	宅地面積から「住宅地」及び「工業用地」の各面積を差し引いたもの
⑨その他	合計面積から「農地」、「森林」、「河川・水面・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの (空港・港湾等運輸施設、建物がない公共施設、低・未利用地等)	
合計	大阪府域の面積	「全国都道府県市町村別面積調」(国土交通省国土地理院)